

30文議第489号  
平成30年9月4日

文京区議会議員 殿

文京区議会議長  
名 取 頭 一

請 願 の 付 託 に つ い て

今般受理した請願については、別紙のとおりそれぞれ  
所管委員会に付託いたします。

## 委員会別付託請願一覧

委員会	受理番号	件名
総務区民 (2件)	第7号	場外馬券売り場(後樂園オフト)の撤去を求める請願
	第8号	消費税率10%への増税中止、減税を求める請願
厚生 (2件)	第9号	特別養護老人ホーム等高齢者施設及び住まいの確保に関わる請願
	第10号	「後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する」請願
建設 (3件)	第11号	建築紛争の予防と調整に関する請願
	第12号	まちづくり条例に関する研究会創設を求める請願
	第13号	区民主体のまちづくりを初期段階から支援する仕組みに関する請願

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成30年8月31日 第7号
件名	場外馬券売り場(後楽園オフト)の撤去を求める請願
請願者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 代表 榎戸忠子
紹介議員	板倉美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

文京区は、東京都への後樂園競輪再開に断固反対する要請文の中で、「文京区は、鷗外、一葉、漱石をはじめ多くの文人が住み、作品の舞台となった歴史と文化のまちであり、東大をはじめ多くの学校が所在する教育の町に競輪はふさわしくない」と述べています。私たちは、私たちの住むまちをギャンブルのあるまちとして継続させたくありません。

文京区は、今、子育てしやすい町として、子どもの教育や安全な環境を求めて、若い世代の人口が増えています。場外馬券売り場(後樂園オフト)では大井競馬場を中心に南関東公営競馬すべての馬券を販売しているため、大レース時はギャンブル場特有の雰囲気があります。6月から馬券売り場が6、7階になりましたが、売り場窓口も増え、混雑と特有の雰囲気は変わりません。

「文の京」の教育と文化、安全で安心なまちづくりにも逆行するものです。ギャンブル施設からの収益を、区の財源としてあてにすることなく、ギャンブル関連施設の設置に反対し、ぜひ撤去の意思表示をしてください。

2017年9月29日の厚生労働省の研究班発表によると「ギャンブル依存症の人の割合は成人の3.6%、約320万人と推計されます。問題は日本のギャンブル依存症の比率が他国と比較して、異常に高いことです」、と言っています。さらにそのまわりで精神的・物理的被害を受けている人は数倍にも及ぶといえます。

場外馬券売り場を撤去してこそ、「文の京」の名に恥じない文京区になります。

場外馬券売り場の撤去とともに、関係各方面に撤去を働きかけてくださるよう請願致します。

## 請願事項

- 1 場外馬券売り場(後樂園オフト)を撤去してください。
- 2 中央競馬場外勝馬投票券発売所の撤去を関係各方面へ働きかけてください。

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成30年8月31日 第8号
件名	消費税率10%への増税中止、減税を求める請願
請願者	文京区千石二丁目1番12号 消費税をなくす文京の会 代表 田中 繁
紹介議員	板倉美千代
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	総務区民委員会

## 請願理由

地震・豪雨・大型台風など想定をはるかに超える自然災害が毎年日本列島各地を襲い、尊い人命とともに住まいや家財・生業を失い、先の見えない生活を強いられる人たちが増え続けています。

消費税は、どんな災害でもいっさい減免のない過酷な税金で、住宅改修を含む生活再建のためのすべての費用にもかかり、復興を阻害するものとなっています。

消費税導入から 29 年間で国民が負担した消費税は約 350 兆円、1 人当たり 275 万円払ったこととなります。政府は導入時、「消費税は社会保障のため」と説明してきましたが、社会保障の自己負担額は年々増やされ、その上制度は改悪されてきました。

度重なる法人税減税で税収が減り、消費税 280 兆円がその穴埋めに使われてきました。大企業の内部留保は 423 兆円を越す一方、国民の所得は落ち込み、格差は広がり、ことに子どもの貧困は深刻です。区内の生活保護家庭の中学生在が、「今夏、生まれて初めてケーキを食べた」、「暑くて、家にクーラーがないので学習支援の場に来て勉強している」という話も聞いています。

国民の声と運動が消費税率 10%を 2019 年 10 月まで先送りさせましたが、8%でも暮らしや景気を悪くしています。10%への増税中止はもちろん、家計を潤し景気回復のために、「5%に引き下げてほしい」「廃止してほしい」の声は広がるばかりです。

社会保障や財政再建の財源は、税金の集め方、使い方を変えることによって生み出すことができます。富裕層や大企業への優遇税制を見直し、支払う能力に応じた「応能負担」に改め、大型開発や軍事費、米軍への思いやり予算、政党助成金などムダを削ることです。

もともと、消費税は収入の少ない人ほど税負担率が高く逆進性が強い税金で、政府も認めています。「生計費非課税」の原則に反しており、国民の暮らしを苦しめています。私たちは、消費税増税中止・減税とともに 1 日も早い廃止を求めています。

以上の趣旨により、次のことを国に求めること。

## 請願事項

- 1 消費税率 10%への増税はきっぱり中止すること。
- 2 消費税率を当面 5%に引き下げること。

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成30年8月31日 第9号
件名	特別養護老人ホーム等高齢者施設及び住まいの確保 に関わる請願
請願者	文京区本駒込五丁目15番12号 新日本婦人の会文京支部 代表 榎戸忠子
紹介議員	島元雅夫
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

## 請願理由

文京区の特別養護老人ホームの設計計画について、「文の京」ハートフルプラン高齢者・介護保険事業計画（平成30年度～平成32年度）において、その「入所希望者は平成28年度以降450名を推移」とあります。しかし団塊世代が後期高齢者になる「2025年」の長期的視点では入所希望者・待機者は更に増大していくことが予測されます。加えて同計画では、平成28年度に実施した高齢者実態調査の「高齢者施設・介護保険事業について区に力を入れて欲しいこと」では「認定者、第1号被保険者、ミドル・シニア」のいずれの層の調査対象者からも「特別養護老人ホームなどの施設サービスの充実」が第1位となっています。これらの事から、今後とも高齢者施設の整備を急ぐ必要があると考えます。

とりわけ「都バス大塚支所跡地を区民本位に活用させる会」が要望していた土地は事業用定期借地として公募が決定され、特養・公営住宅は除外されたことは重大です。この結果を受け、引き続き未利用公有地・民有地を活用し高齢者施設の増設を進めることを要望します。

文京区においても認知症高齢者とその家族の支援の施策及びその予防のためのさまざまな取組が進んでいます。認知症になっても住み慣れた街で暮らしたいという高齢者のための在宅での施策と入所施設のさらなる整備を進めていただきたい。

区内の老朽化したアパートや借家に住む高齢者が立ち退きを迫られたり、高額な家賃で生活が困窮している高齢者のための住まいの確保が求められます。文京区に住み続けたいという高齢者の方のための施策の充実を求めます。

## 請願事項

- 1 特別養護老人ホームの増設を早急に進めてください。
- 2 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の増設を検討してください。
- 3 小規模多機能地域密着型居宅介護施設の増設を進めてください。
- 4 シルバーピアや高齢者が入所しやすい民間賃貸住宅を増設してください。
- 5 年金で入所できる高齢者施設を望む方に対する補助制度や救済の施設について検討してください。



## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成30年8月31日 第10号
件名	「後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに 反対する」請願
請願者	文京区大塚三丁目36番7号 健商ビル5階 文京区社会保障推進協議会 会長 根岸京田
紹介議員	島元雅夫
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	厚生委員会

## 請願理由

財務省の財政制度審議会は、公的医療保険制度における「世代間の負担の公平性」を図るためとして、2019年度から新たに75才に到達する人について医療費の窓口自己負担を現在の1割から2割に引き上げるよう求めています。すでに70才から74才の医療費自己負担は2014年度の改定で「新たに70才に到達する人において2割とする」という形で段階的に引き上げられており、現在（2018年度）は74才の人においても2割負担となっています。また現役並み所得の人は70才以上で3割負担となっています。

高齢者は、戦後の経済発展の支え手となり、社会保障制度のもとで世界一の長寿国となった今、年齢で差別する制度に加入を強制され、「特例軽減措置」も廃止されました。一方、公的年金は減らされ収入が生活保護基準を下回る世帯は3割に迫っています。高齢になっても働きつづけなくてはならず、わずかな貯蓄を取り崩して生活しています。保険料も上がり続け、生活苦は限界を超えています。以上の趣旨から以下の項目の実現を強く求め、地方自治法第99条の規程に基づき、政府関係機関に意見書を提出下さるよう請願いたします。

## 請願事項

- 1 75才以上の医療費の窓口負担の2割への引き上げをしないよう国へ働きかけてください。

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成30年8月31日 第11号
件 名	建築紛争の予防と調整に関する請願
請 願 者	文京区小石川二丁目20番10号 中山代志子 外8名
紹介議員	萬立幹夫 渡辺雅史
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区は、歴史の残る街並みや文教施設の存在によって、優良な住宅地と考えられています。文京区都市マスタープランにおいても、豊かな歴史・文化的資源や、緑や坂が多い起伏に富んだ地形を生かして、居住地として魅力的なまちづくりを目指すことがうたわれています。魅力あるまちづくりという視点から関係当事者の調和を図る役割は、都市マスタープランを推進する、地域に身近な自治体が、もっともよくなしうることでありたいといえます。

しかし、現状では、たとえば中高層建築物に関する紛争予防条例に基づくあっせん・調停の際には、すでに事業者は計画を確定しており、地域の要望を受け入れる余地がないため、違法性をめぐる先鋭な紛争に発展し、あるいは、一部住民や自治体が、事業者と非公開の取引をすることにより、地域の不和を誘発しています。結果として、関係者の誰もが不利益を被る事態となります。これでは魅力的なまちづくりは困難と言わざるを得ません。

周辺住民に歓迎される建築計画を推進することは、暮らしやすく快適な地域づくりにつながり、既存住民だけでなく、事業者や将来の住民のためにも有益です。

現在の制度には、たとえば民事裁判制度（調停を含む）には、個人・法人の法的権利義務に関わらないもののみまちづくりの観点からは大変重要な問題点が、争点として協議の対象として想定されていません。また、紛争予防条例に定められたあっせん・調停制度は、あっせん・調停員の能力にバラつきが大きいことや、必ずしも中立の立場から専門的な助言がなされているという信頼感が十分とはいえない現状があります。

地域の特性に合った計画を進めるためには、既存の法律や制度も、もちろん活用することが必要ですが、固定的な基準を定めて強制するだけの規制では足りません。世田谷区、狛江市、練馬区のように、先行する自治体の成功事例も蓄積していますので、これらの長短を考慮しつつ、今後現れる文京区に住むことを誇りに思うことができる制度を設計することができないはずはありません。

そこで、下記のとおり、お願いいたします。

## 請願事項

- 1 文京区を、だれもが住みたくなる調和のとれたまちにするために、一定規模以上の開発事業及び建築計画（延べ面積1万平方メートル以上の計画も含む）について、事業・計画が早期に公開され、区を事務局とし、専門家の関与のもとで、区民と事業者が協議する場において、議事録公開といった透明性のある手続きを備えて、事前に協議することができる制度（保育所等の公共施設の設置を阻害しないもの）を創設することを、文京区長に要請してください。

## 請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成30年8月31日 第12号
件 名	まちづくり条例に関する研究会創設を求める請願
請 願 者	文京区小石川二丁目20番10号 中山代志子 外8名
紹介議員	萬立幹夫 渡辺雅史
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

文京区は、歴史の残る街並みや文教施設の存在によって、優良な住宅地と考えられています。文京区都市マスタープランにおいても、豊かな歴史・文化的資源や、緑や坂が多い起伏に富んだ地形を生かして、居住地として魅力的なまちづくりを目指すことがうたわれています。魅力あるまちづくりという視点から関係当事者の調和を図る役割は、都市マスタープランを推進する、地域に身近な自治体が、もっともよくなしうることであるといえます。

しかし、文京区のまちづくりに関する条例や要綱は、成立年次が古いため、居住環境を、よりよいものとするための最新の法規制が施行されているとはいえません。また、条例や要綱がバラバラに施行されているため、相互の関連や全体像が見えにくいという問題点があります。このような状態は、市民や事業者が制度を理解し利用するために支障があります。

様々な考えの区民や事業者が集まって、よりよいまちづくりのための新しい制度設計について協議し、条例づくりのために検討を始めることが有益であると考えます。

そこで、下記のとおり、お願いいたします。

## 請願事項

- 1 文京区を、だれもが住みたくなる調和のとれたまちにするために、まちづくりに関連する条例・要綱を統合する方法や、まちづくり条例の制定について検討するための、協議会、研究会などの会議体を創設することを、文京区長に要請してください。

請 願 文 書 表

受理年月日 及び番号	平成30年8月31日 第13号
件名	区民主体のまちづくりを初期段階から支援する仕組みに関する請願
請願者	文京区千石四丁目36番9号 文京区の住環境を守る会（千石4丁目） 代表 三枝宏有 署名35名
紹介議員	萬立幹夫 渡辺雅史
請願の要旨	次頁のとおり
付託委員会	建設委員会

## 請願理由

私たちの住む千石4丁目では、簡易宿所の建設計画（千石4-35-15）が突如持ち上がったものの、事業会社の経営破綻により計画は撤回されました。しかし、当該企業による当初の計画がなくなっただけで、新たな売却先が簡易宿所を建てないとは限りません。私たち地元区民は「別の企業が簡易宿所等を建設するのではないか」という不安の中、「カプセルホテル建設反対」の「のぼり」を立て続けざるを得ない状況を強いられています。

文京区には「文京区都市マスタープラン」があり、拠点地区に位置づけられた地区は「まちづくり基本計画」を策定する一方、区にはまちづくりに関連した条例等も個別の目的ごとにありますが、区民が自発的に自分たちの地域の住環境を守るためにまちづくりのルールを決めていこうと思うと、文京区には区民の自発的な取組を初期段階からきめ細かく支援する仕組みが充実していません。例えば、私たちは世田谷区の「成城憲章」に倣って「千石憲章」を作り始めましたが、区にはこうした「憲章」の登録制度はなく、「千石憲章」に基づく協定を地元区民が結んでも、区には「区民街づくり協定」のようなものとして区が認定し登録する制度がないため、住民が勝手に作っただけに終わってしまいます。

「地区計画」はありますが、実現が難しいのは区の過去の取組を見れば明らかですし、文京区に限ったことではないからこそ、全国の自治体では「地区計画」より取り組みやすい独自の支援の仕組み（例えば目黒区の「地域街づくり研究会」への支援、世田谷区の「区民街づくり協定」や「区民街づくり計画」の認定・登録等）を設けているわけです。

文京区基本構想では「区民と区が、時代の大きな変化に適応しつつ、可能性に富んだこの地を、新たな洗練と成熟の段階へとさらに発展させていく」としていますが、この10年の区を取り巻く状況は、社会・経済構造の変化、少子高齢化、犯罪の凶悪化、想定を遥かに超える自然災害など激変し、解決すべき地域の社会的課題も山積しています。防犯、防災、防疫の各面における区民のニーズも多様化かつ高度化し、それに対処するためのまちづくりの支援策の充実が重要性を増していると考えます。

「協働・協治」の理念に基づくまちづくりは、地元区民の自発的なルールづくりを後押しすることを通じて実現していくことが理想であり、「だれもが住み続けたい」「住みたいと思える」まちをつくるためには地元区民の自発的な申し出を大切にし、その思いと願いを大切に育んでいくまちづくりの支援策が欠かせません。つきましては、貴議会において、区が蓄積している他の自治体のまちづくり支援の具体的な調査・研究成果を区民と共有し、区と区民が手を携えて、区民主体のまちづくりを初期段階から支援する仕組みを拡充していくよう区に働きかけて頂きたく、35筆の署名を添えて下記の請願を致します。

## 請願事項

- 1 地元区民の自発的な発意に基づくまちづくりを初期段階から支援する仕組みを拡充し、区と区民が手を携えて拡充策を検討していくために、区が蓄積している他の自治体の類似の取組事例の調査・研究成果を区民と共有するよう区に働きかけてください。
- 2 地元区民が取り組む自発的な発意に基づくまちづくりの活動を初期段階から支えるため、地元区民で組織する協議会等を支援する制度を設けるよう区に働きかけてください。
- 3 地元区民が策定する「まちづくり憲章」のような名称の地域のまちづくりの基本理念やルールを区が認定し、それを区に登録して区のホームページで公表するような仕組みを設けるよう区に働きかけてください。
- 4 地元区民が自発的に結ぶ「建築協定」等を、区が『文の京』地区まちづくり協定』のような名称で認定し、区に登録する仕組みを設けるよう区に働きかけてください。